

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続を
応援します!



相続手続には便利な法定相続情報証明制度を御利用ください!

面倒な相続手続を

より速く!
より便利に!

使わにゃ損そん
しかも無料!

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく!

次の世代へのつとめです

メリット1

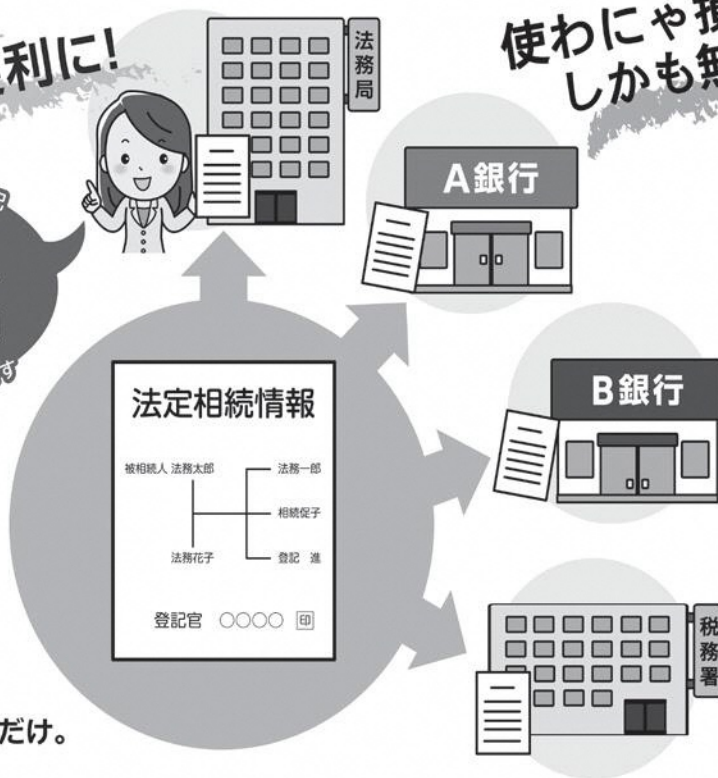
相続手続に必要な戸籍謄本の
束がたった1枚の紙に!

メリット2

いくつもある相続手続が
同時に進められる!

メリット3

用意する戸籍謄本は1セットだけ。
余計な出費をカット!



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります。

また、平成30年4月から、相続税申告時の添付書類としても使用できるようになりました。

法定相続情報証明制度の詳細内容は [法務局ホームページ](#) をご覧ください。

徳島地方法務局

本局 088-622-4683 阿南支局 0884-22-0410 美馬支局 0883-52-1164

